

令和7年杉並区教育委員会規則

規則番号	題名
47	杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
48	杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
49	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
50	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
51	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
52	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
53	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
54	杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
55	杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
56	杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月16日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第47号

杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「義務教育等教員特別手当」を「次条に規定する校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当」に改め、同条第2項中「を含む。）」の次に「であって、次条に規定する校務を分掌するもの」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（校務の種類）

第2条の2 条例第31条第2項の教育委員会規則で定める校務の種類は、条例第2条に規定する幼稚園教育職員が行う全ての園務とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月16日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第48号

杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 各月の初日に次条各号に掲げるいずれかの校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額、第1項に規定する義務教育等教員特別手当の月額（前項に規定する職員にあっては、同項に規定する義務教育等教員特別手当の月額）を別表第2に掲げる額にそれぞれ加えた額とする。ただし、分掌する校務が次条各号のうち2以上に該当するときの職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該職員が該当する同表の校務の種類欄に掲げる区分に応じて、同表の金額の欄に定める額のうち最も高い額を加えた額とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（校務の種類）

第2条の2 条例第33条第2項に規定する教育委員会規則で定める校務の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）学級を担任する業務
- （2）前号の学級を担任する業務を補佐する業務
- （3）複数の者で学級を担任する業務（前2号のいずれかに該当する場合を除く。）

（校務の分掌状況に係る届出）

第2条の3 校長は、毎年度、前条に規定する校務の分掌状況を杉並区教育委員会に届け出なければならない。

2 校長は、前項の届出に係る事項に変更があったときは、速やかにその旨を杉並区教育委員会に届け出なければならない。

附則第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

校務の種類	月額
1 第2条の2第1号の校務	3,000円
2 第2条の2第2号の校務	1,000円
3 第2条の2第3号の校務	2,000円

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月16日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第49号

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項中「17,000円」を「17,300円」に改める。

別表第2の5級の項中「12,600円」を「12,700円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月16日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第50号

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「から第12号まで」を削り、同項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同条第5項中「、修学部分休業」を「又は修学部分休業」に改め、「、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第18条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月16日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第51号

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「から第12号まで」を削り、同項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同条第5項中「、修学部分休業」を「又は修学部分休業」に改め、「、高齢者部分休業により勤務しない時間、育児部分休業により勤務しない時間又は勤務時間条例第19条の2の2第1項に規定する子育て部分休暇により勤務しない時間」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月16日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第52号

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「又は育児部分休業」を「、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇」に、「介護休暇により」を「介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月16日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第53号

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「又は育児部分休業」を「、育児部分休業、高齢者部分休業又は病気休暇」に、「介護休暇により」を「介護休暇、高齢者部分休業又は病気休暇により」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月16日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第54号

杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成12年杉並区教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1業務の程度の項中「終日に及ぶ程度」を「半日程度」に、「7時間45分」を「4時間」に、「午後11時」を「午後9時」に、「午前2時」を「午前4時」に改める。

別表第2中「7,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 令和8年1月1日前にこの規則による改正前の杉並区幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則に規定する業務に従事したことにより、支給することとなった教員特殊業務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月16日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第55号

杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の項週休日等の欄中「終日に及ぶ程度」を「半日程度」に、「8時間」を「4時間」に改め、同項その他の日欄中「午後11時」を「午後9時」に、「午前2時」を「午前4時」に改める。

別表第2(1)の項中「7,500円」を「8,000円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 令和8年1月1日前にこの規則による改正前の杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月16日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第56号

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則（昭和61年杉並区教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中各号列記以外の部分中「区」を「杉並区（以下「区」という。）」に改める。

第11条第1項第1号中「杉並区（以下「区」という。）」を「区」に改め、同項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

（9） 児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）であつて、次のいずれかに該当するものが使用（7月1日から9月10日までの間における使用を除く。）するとき 免除

ア 区内に住所を有する者

イ 区内の事務所若しくは事業所に勤務する者

ウ 区内の学校に在学している者

第11条に次の1項を加える。

4 第1項の規定による使用料を減額した後の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第11条に1項を加える改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第11条第1項第9号の規定による使用料の免除に係る承認に必要な準備行為は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

3 改正後の第11条第1項第9号の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。